

8.4 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

8.4.1 廃棄物・発生土

(1) 予測手法

1) 造成等の施工による廃棄物・発生土

造成等の施工による廃棄物・発生土の予測及び評価の手法を表 8.4.1-1 に示す。

表 8.4.1-1 予測及び評価の手法（造成等の施工による廃棄物・発生土）

項目		予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分	影響要因 の区分		
廃棄物・発生土	廃棄物・発生土	1 予測事項 (1)事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況	廃棄物の排出から再資源化までの各項目とした。
		2 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策をふまえて、産業廃棄物の種類ごとの排出量を把握・予測する。	対象事業実施区域の現状及び工事計画を検討する方法とした。
		3 予測対象時期等 工事中の全期間とする。	工事を通じた排出量を把握するため。
		4 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、造成等の施工による廃棄物・発生土について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

2) 施設の稼働による廃棄物・発生土

施設の稼働による廃棄物・発生土の予測及び評価の手法を表 8.4.1-2 に示す。

表 8.4.1-2 予測及び評価の手法（施設の稼働による廃棄物・発生土）

項目		予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分	影響要因 の区分		
廃棄物・発生土	廃棄物・発生土	1 予測事項 (1)事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況	廃棄物の排出から再資源化までの各項目とした。
		2 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策をふまえて、産業廃棄物の種類ごとの排出量を把握・予測する。	対象事業実施区域の現状及び工事計画を検討する方法とした。
		3 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期の 1 年間とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
		4 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、施設の稼働による廃棄物・発生土について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

(2) 予測の結果

1) 造成等の施工による廃棄物・発生土

① 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

(ア) 予測対象時期

工事中の全期間とする。

(イ) 予測手法

ア) 残土発生量

本事業では、浸水対策として、焼却施設、洗車場、駐車場等を整備する地盤面について、盛土を行い、周辺地盤から 4m の嵩上げを行う。その他の敷地については最大 2m の嵩上げを行う計画である。

そのため、原則として残土は発生しない見込みである。

イ) 建築廃棄物

予測は、一般社団法人日本建設業連合会が事例調査等から算出した建物面積あたりの廃棄物発生原単位を用い、計画施設の建物面積に乘じることで予測した。

ウ) 予測条件

ⅰ 建設廃棄物の排出原単位

予測に用いた建築廃棄物の種類別排出原単位を表 8.4.1-3 に示す。

表 8.4.1-3 建築廃棄物の発生原単位

廃棄物の種類	発生原単位 (kg/m ²)		
	工場 延床面積 1,000m ² 未満	工場 延床面積 6,000m ² 以上、10,000m ² 未満	
分別廃棄物	コンクリートがら	0.3	4.1
	アスファルト・コンクリートがら	0.0	1.4
	ガラスくず・陶磁器くず	1.3	1.2
	廃プラスチック	0.7	0.8
	金属くず	0.1	0.5
	木くず	0.9	1.3
	紙くず	0.1	0.5
	石膏ボード	3.9	1.3
	その他	1.9	1.0
混合廃棄物	18.7	5.6	

出典)「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成 24 年 11 月 一般社団法人日本建設業連合会)

ii 環境配慮事項

造成等の施工による廃棄物・発生土に関しては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づき、表 8.4.1-4 に示すとおり環境配慮事項を計画していることから、下記の環境配慮事項をふまえた予測を行った。

表 8.4.1-4 環境配慮事項（造成等の施工による廃棄物・発生土）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
建設副産物の資源化	工事に関して「山梨県建設リサイクルガイドライン」に基づくリサイクル計画書を作成し、建設副産物を、その種類に応じて可能な限り再資源化する。	廃棄物の資源化による廃棄物処理量の削減	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。 効果の数値化は困難であるが、法律により義務づけられている取り組みであり、資源化が進められることで処理量は減少することから不確実性は小さい。

(ウ) 予測結果

工事期間に発生する廃棄物・発生土の発生量の予測結果を表 8.4.1-5 に、リサイクル率等の予測結果を表 8.4.1-6 にそれぞれ示す。

なお、本事業では敷地全体の嵩上げを行うことから、残土は発生しない見込みである。

予測手法は、廃棄物発生量の予測において一般的な手法であり、発生源単位及び計画施設の建物面積より求めていることから予測手法としての不確実性は小さい。

しかし、建物面積等、予測条件には不確実性があり、また、現時点でのリサイクル量が確定できない廃棄物もあることから、環境への影響は極めて小さいとは言えないと考えられる。

表 8.4.1-5 廃棄物・発生土の発生量の予測結果

建物用途	廃棄物の種類		発生原単位 (kg/m ²)	発生量 (t/工事)
土地の造成	建設発生土		—	0.0
工場棟 (8,000m ²)	分別廃棄物	コンクリートがら	4.1	32.8
		アスファルト・コンクリートがら	1.4	11.2
		ガラスくず・陶磁器くず	1.2	9.6
		廃プラスチック	0.8	6.4
		金属くず	0.5	4.0
		木くず	1.3	10.4
		紙くず	0.5	4.0
		石膏ボード	1.3	10.4
		その他	1.0	8.0
	混合廃棄物		5.6	44.8
洗車棟 (500m ²)	分別廃棄物	コンクリートがら	0.3	0.2
		アスファルト・コンクリートがら	0.0	0.0
		ガラスくず・陶磁器くず	1.3	0.7
		廃プラスチック	0.7	0.4
		金属くず	0.1	0.1
		木くず	0.9	0.5
		紙くず	0.1	0.1
		石膏ボード	3.9	2.0
		その他	1.9	1.0
	混合廃棄物		18.7	9.4
合 計			—	156.0

表 8.4.1-6 廃棄物・発生土の発生量及びリサイクル率の予測結果

廃棄物の種類		発生量 (t/工事)	リサイクル率	リサイクル及び処理・処分の方法	
分別廃棄物	コンクリートがら	33.0	99%	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく再生利用又は最終処分場での埋立・処分	
	アスファルト・コンクリートがら	11.2	99%		
	ガラスくず・陶磁器くず	10.3	可能な限り リサイクルを行う		
	廃プラスチック	6.8			
	金属くず	4.1			
	木くず	10.9	97%		
	紙くず	4.1	可能な限り リサイクルを行う		
	石膏ボード	12.4			
	その他	9.0			
混合廃棄物		54.2	排出率 3.0%		

2) 施設の稼働による廃棄物・発生土

① 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

(ア) 予測対象時期

施設の稼働が定常となる時期の1年間とする。

(イ) 予測手法

ア) 発生土

施設の稼働による発生土はない。

イ) 廃棄物

事業計画を整理し、環境保全のために講じようとする対策をふまえて、産業廃棄物の種類ごとの排出量を把握・整理することにより予測した。

ウ) 予測条件

ⅰ 環境配慮事項

施設の稼働による廃棄物・発生土に関しては、「ごみ処理施設基本設計報告書」(令和6年6月 山梨西部広域環境組合)において、表 8.4.1-7 に示すとおり環境配慮事項を計画しており、工事施工事業者に対して、仕様書等で環境配慮事項の確実な実施を義務づけることから、この環境配慮事項を考慮して予測を行った。

表 8.4.1-7 環境配慮事項（施設の稼働による廃棄物・発生土）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
ごみの減量化の推進	広報、啓発による、さらなるごみの減量化、資源化率向上のための活動を行う。	発生ごみ量の削減	最小化	計画処理量を予測に反映した。組合及び構成市町によりごみ減量化を進めることから不確実性は小さいと考えられる。
副産物の資源化	廃棄物処理の過程で得られた副産物(鉄、アルミ類、溶融スラグ、金属類、溶融メタル)を資源化する。	廃棄物の資源化による廃棄物処理量の削減	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。 効果の数値化は困難であるが、資源化が進められることで処理量は減少することから不確実性は小さい。
副産物の資源化	溶融スラグについては、公共事業等で採用されるよう、JIS規格に定められた品質を満足するものとする(処理方式が溶融・流動床式または溶融・シャフト式の場合)。	廃棄物の資源化による廃棄物処理量の削減	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。 効果の数値化は困難であるが、資源化が進められることで処理量は減少することから不確実性は小さい。

(ウ) 予測結果

施設の稼働により発生する廃棄物・発生土について、ごみ処理方式ごとの処理残さ量の予測結果は表 8.4.1-8 に、資源回収量の予測結果は表 8.4.1-9 に示すとおりである。

施設の稼働による発生土はない。

「焼却・ストーカ式」の場合、焼却灰、飛灰処理量、粗大ごみ処理施設不燃性残さの合計（埋立見込量）が最大で8,983t/年であるのに対し、「溶融・流動床式」では3,491t/年、「溶融・シャフト式」では2,110t/年であった。

一方、資源回収量については、「焼却・ストーカ式」では最大78t/年であるのに対して、「溶融・流動床式」では2,755t/年、「溶融・シャフト式」では5,836t/年であり、「溶融」によるスラグ化の効果が大きく現れた。

廃棄物の資源化手法は処理方式により異なるが、表8.4.1-10に示すとおり、焼却灰は土木資材等としての再利用及び埋立処分を計画している。粗大ごみからは、金属等の資源化可能なものを回収し、可燃性のものは焼却処理することで処分量を最小化するが、最終的な残さについては埋立処分を行う計画である。埋立処分の委託先としては、山梨県市町村総合事務組合が所管する「かいのくにエコパーク」を前提とする。ただし、かいのくにエコパークの埋立期間（2038年10月）以降については、民間の最終処分場への委託を計画している。

なお、山梨県においては、山梨県発注の公共工事において、一般廃棄物の処理によって生じた一般廃棄物溶融スラグの使用拡大を進めており、その有効利用を目的とした「溶融スラグ有効利用ガイドライン」（平成16年5月制定、平成29年10月改訂）を制定している。このガイドラインでは、溶融スラグの品質について規定しているほか、有効利用の用途について示していることから、このガイドライン及びJISが定める品質を満足する溶融スラグとすることで、資源化と有効利用が確実に進むものと考えられる。

以上のとおり、いずれの処理方式を採用した場合においても、資源の再利用と処分量の最小化が進み、埋立処分量が削減されることから、施設の稼働による廃棄物に関する影響は極めて小さいと考えられる。

なお、予測はメーカーによる試算結果に基づいて行っており、処理方式ごとに差はあるものの、処理方式ごとの予測においては不確実性はないと考えられる。

その上で、採用する処理方式が確定していないことから、稼働後の処理残さ発生量には不確実性がある。

表 8.4.1-8 処理残さ物発生量の予測結果

項目	単位	焼却・ストーカ式	溶融・流動床式	溶融・シャフト式
焼却灰量	t/年	3,872 ~ 5,394	93	0
飛灰量	—	—	—	—
飛灰量	t/年	1,261 ~ 1,882	1,159	1,624
飛灰処理量	t/年	1,642 ~ 2,353	1,449	2,110
粗大ごみ処理施設 不燃性残さ	t/年	1,946	1,946	—
合計（埋立見込量）	t/年	7,193 ~ 8,983	3,491	2,110

注) 「ごみ処理方式検討結果報告書」(令和4年3月 山梨西部広域環境組合)の数値に処理量の変更率(焼却・ストーカ式及び溶融・流動床式: 274/352、溶融・シャフト式 274/361)を乗じて算出した。

表 8.4.1-9 資源回収量の予測結果

項目	単位	焼却・ストーカ式	溶融・流動床式	溶融・シャフト式
鉄	t/年	0 ~ 78	162	—
アルミ	t/年	0	23	—
スラグ	t/年	—	2,570	5,252
溶融メタル	t/年	—	—	584
その他	t/年	—	—	—
合計	t/年	0 ~ 78	2,755	5,836

注) 「ごみ処理方式検討結果報告書」(令和4年3月 山梨西部広域環境組合)の数値に処理量の変更率(焼却・ストーカ式及び溶融・流動床式: 274/352、溶融・シャフト式 274/361)を乗じて算出した。

表 8.4.1-10 処理残さ物の再利用や処理・処分方法

処理残さ物	処理・処分方法(生成物)	再利用先
焼却灰	溶融処理	土木資材等
	セメント原料化	土木資材等
	焼成処理	土木資材等
	埋立処分	—
不燃物	貯留・埋立処分	—
金属類	貯留・引渡し	資源化業者
溶融スラグ	貯留・引渡し	土木資材等

(3) 環境の保全のための措置及び検討経緯

1) 環境配慮事項（再掲）

① 造成等の施工による廃棄物・発生土

(ア) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 8.4.1-11 に示す。

表 8.4.1-11 環境配慮事項（造成等の施工による廃棄物・発生土）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
建設副産物の資源化	工事に関して「山梨県建設リサイクルガイドラインに基づくリサイクル計画書」を作成し、建設副産物を、その種類に応じて可能な限り再資源化する。	廃棄物の資源化による廃棄物処理量の削減	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。 効果の数値化は困難であるが、法律により義務づけられている取り組みであり、資源化が進められることで処理量は減少することから不確実性は小さい。

② 施設の稼働による廃棄物・発生土

(ア) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 8.4.1-12 に示す。

表 8.4.1-12 環境配慮事項（施設の稼働による廃棄物・発生土）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
ごみの減量化の推進	広報、啓発による、さらなるごみの減量化、資源化率向上のための活動を行う。	発生ごみ量の削減	最小化	計画処理量を予測に反映した。組合及び構成市町によりごみ減量化を進めることから不確実性は小さいと考えられる。
副産物の資源化	廃棄物処理の過程で得られた副産物(鉄、アルミ類、溶融スラグ、金属類、溶融メタル)を資源化する。	廃棄物の資源化による廃棄物処理量の削減	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。 効果の数値化は困難であるが、資源化が進められることで処理量は減少することから不確実性は小さい。
副産物の資源化	溶融スラグについては、公共事業等で採用されるよう、JIS 規格に定められた品質を満足するものとする(処理方式が溶融・流動床式または溶融・シャフト式の場合)。	廃棄物の資源化による廃棄物処理量の削減	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。 効果の数値化は困難であるが、資源化が進められることで処理量は減少することから不確実性は小さい。

2) 環境の保全のための措置の検討

① 造成等の施工による廃棄物・発生土

(ア) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

環境配慮事項を実施することにより造成等の施工による廃棄物等の影響は低減される。

しかし、再資源化について予測の定量化が難しい品目もあり、効果に不確実性があることから、環境保全措置を講じることとした。

環境保全措置の考え方を表 8.4.1-13 に示す。

環境影響の回避について、広域による一般廃棄物処理施設の整備は、既存施設の老朽化に対応し、より効率的な廃棄物の処理を行う上で不可欠なことから、事業の中止を含む回避に該当する措置はない。

最小化については、廃棄物発生量が少ない工法を検討することが考えられた。

また、廃棄物に関する代償措置として、効果的なものはなかった。

以上のことから、最小化に関する措置を検討した。

また、予測条件及び環境保全措置の効果に不確実性があることから、成功基準の適否、環境基準等との整合を確保することを目的として、事後調査を行うこととした。

表 8.4.1-13 環境保全措置の考え方

区分	内容
回避	該当する措置はない。
最小化	廃棄物発生量がより少ない工法を検討・採用する。
代償	該当する措置はない。

② 施設の稼働による廃棄物・発生土

(ア) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

予測結果より、施設の稼働による廃棄物に関する影響は極めて小さいと考えられたことから、環境保全措置は実施しないこととした。

ただし、予測条件に不確実性があることから、事後調査を行うこととした。

3) 環境の保全のための措置

① 造成等の施工による廃棄物・発生土

(ア) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

環境配慮事項を実施することにより造成等の施工による廃棄物等の影響は低減される。しかし、再資源化について予測の定量化が難しい品目もあることから効果に不確実性が伴う。検討の結果、以下の環境保全措置を講じることとした。

また、予測条件及び環境保全措置の効果に不確実性があることから、成功基準の適否、環境基準等との整合を確保することを目的として、事後調査を行うこととした。

表 8.4.1-14 環境保全措置（造成等の施工による廃棄物・発生土）

時期	環境影響要因	実施主体	環境保全措置の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
工事中	工事の実施	事業者	土地条件や施設の特性をふまえた廃棄物の発生がより少ない工法を検討し採用する。	廃棄物の発生抑制	最小化	施設の施工事業者が検討することから予測の具体化は困難であるが、より良い工法の採用により廃棄物の発生抑制に確実に寄与することから、不確実性は小さいと考えられる。

② 施設の稼働による廃棄物・発生土

(ア) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

予測結果より、施設の稼働による廃棄物に関する影響は極めて小さいと考えられたことから、環境保全措置は実施しないこととした。

ただし、予測条件に不確実性があることから、成功基準を設定し、事後調査によって基準の適否を評価することとした。

(4) 評価

1) 評価の方法

① 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

予測の結果に基づき、廃棄物・発生土の発生について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを評価した。

② 環境保全上の目標との整合性に関する評価

予測項目について、法律等に基づいて示されている基準または目標をもとに評価の指標（環境基準等）を設定し、予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。

また、予測に不確実性がある項目、そして効果の数値化が困難な環境配慮事項及び環境保全措置（以下「環境保全措置等」という。）の効果を確認する必要がある項目については、評価のための成功基準を設け、事後調査によって環境保全措置等の効果を確認・評価することとした。

2) 評価の結果

① 造成等の施工による廃棄物・発生土

ア) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

イ) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

工事の実施に伴って発生する廃棄物については分別を徹底し再資源化するという環境配慮事項に加え、廃棄物の発生がより少ない工法を検討し採用するという保全措置により、廃棄物量はさらに削減されると考えられた。このことから、造成等の施工による廃棄物・発生土について、実行可能な範囲内で配慮が行われていると評価した。

また、事後調査として、環境保全措置の実施状況の確認及び工事中の廃棄物量等を調査することで、環境保全措置の有効性を確認する。

イ) 環境保全上の目標との整合性に関する評価

i) 環境基準等

廃棄物のうち、建設廃棄物に関しては、「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月 国土交通省）で表 8.4.1-15 のとおり定められている。工事に伴う廃棄物・発生土については、この国の定める目標との比較を行った。

推進計画で定められた目標は、国により建設業における過去の実績等から目指す再資源化率や排出率を掲げたものであり、対象事業において基準等として採用することは適切であると考えられる。

造成等の施工に伴う廃棄物の予測結果は、表 8.4.1-16 に示すとおり、環境基準等を満足することから、環境保全上の目標との整合性は図られているものと評価した。

表 8.4.1-15 環境基準等

品目	指標	2024 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上
建設発生土	有効利用率	80%以上
(参考値)		
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	— (2018 実績値 63.2%)

出典)「建設リサイクル推進計画 2020」(令和2年9月 国土交通省)

表 8.4.1-16 廃棄物の資源化量に関する評価結果（造成等の施工による廃棄物・発生土）

品目	指標	予測結果		環境基準等	評価
		排出量	資源化率		
アスファルト ・コンクリート塊	再資源化率	11.2 t	99 %	99%以上	○
コンクリート塊	再資源化率	33.0 t	99 %	99%以上	○
建設発生木材	再資源化・縮減率	10.9 t	97 %	97%以上	○
建設混合廃棄物	排出率	54.2 t	3.0 %	3.0%以上	○
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	—	—	—	—
建設発生土	有効利用率	0.0	—	—	—
(参考値)					
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上		— (2018 実績値 63.2%)	—

ii 環境保全措置等の成功基準

また、環境保全措置の成功基準を表 8.4.1-17 に示す。この成功基準については、事後調査により、措置等の効果が実際に得られているかどうかを評価する。

表 8.4.1-17 廃棄物に係る環境保全措置の成功基準（造成等の施工による廃棄物・発生土）

影響要因の区分		成功基準	設定根拠
工事中	工事の実施	廃棄物発生量の削減をふまえた工法が採用され、発生した廃棄物について、再資源化率等が国の基準を満たすとともに、排出した廃棄物が適切に処理・処分されること。	資源化率については技術的な限界があることから、さらなる上乗せ基準の設定は困難であった。この基準を満たすとともに、環境保全措置が確実に行われること、排出した廃棄物が適切に処理・処分されることを成功基準とした。

(イ) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

ア) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

施設の稼働により発生する廃棄物については、焼却灰等の再資源化を進めるという環境配慮事項をふまえた調査・予測の結果、影響は極めて小さいと考えられたことから、環境保全措置は実施しないこととした。

イ) 環境保全上の目標との整合性に関する評価

i 環境基準等

施設の稼働による廃棄物量について、法律等に基づいて示されている基準または目標がないことをふまえた上で、環境基準等を「廃棄物の埋立処分量をできる限り抑制すること」とした。

焼却施設から排出される処理残さ量または埋立量についての基準や指針等は設定されておらず、計画施設における取り組みにより、埋め立て処分量が抑制されているかを基準等とすることは適切であると考えられる。

施設の稼働により発生する廃棄物について、処理残さのうち焼却灰は、焼却及び溶融の処理方式に関わらず、セメント原料等の再資源化を進める。これにより埋立処分量が削減され、「廃棄物の埋立処分量をできる限り抑制すること」という環境基準等を満足し、環境保全上の目標との整合性は図られているものと評価した。

ii 環境保全措置等の成功基準

環境保全措置等の成功基準を表 8.4.1-18 に示す。この成功基準については、事後調査により、措置等の効果が実際に得られているかどうかを評価する。

表 8.4.1-18 廃棄物に係る環境保全措置の成功基準（施設の稼働による廃棄物・発生土）

影響要因の区分		成功基準	設定根拠
工作物の存在及び供用	施設の稼働	【埋立処分量】 採用した処理方式に対応した埋立見込み量の予測結果を下回ること。	予測条件として、採用する処理方式が確定していないことをふまえ、採用した処理方式ごとに予測されている埋立見込み量を下回ることを成功基準とした。